

令和元年11月25日付鳥取県公報号外第59号別冊

平成30年度決算に係る  
定期監査結果報告書

令和元年 1 1 月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 6 7 号  
令和元年11月25日

鳥 取 県 議 会 議 長	藤 縄 喜 和	様
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治	様
鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長	山 本 仁 志	様
鳥 取 県 公 安 委 員 会 委 員 長	小 谷 文 夫	様
鳥 取 県 人 事 委 員 会 委 員 長	小 松 哲 也	様
鳥 取 県 労 働 委 員 会 会 長	濱 田 由 紀 子	様

鳥取県監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 広 谷 直 樹

### 定 期 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

# 目 次

<b>第 1 監査結果報告</b> .....	1
<b>1 監査の概要</b> .....	1
(1) 監査の対象及び着眼点 .....	1
(2) 監査の実施方法 .....	1
(3) 監査対象機関の数 .....	1
(4) 監査実施期間 .....	2
(5) 監査の執行者 .....	2
<b>2 監査の実施状況</b> .....	2
(1) 概要 .....	2
(2) 実施機関別の状況 .....	4
ア 中部地震復興本部事務局 .....	4
イ 元気づくり総本部 .....	4
ウ 危機管理局 .....	5
エ 総務部 .....	5
オ 地域振興部 .....	6
カ 観光交流局 .....	7
キ 福祉保健部 .....	7
ク 生活環境部 .....	9
ケ 商工労働部 .....	10
コ 農林水産部 .....	11
サ 県土整備部 .....	13
シ 総合事務所 .....	14
ス 会計管理局 .....	15
セ 企業局 .....	15
ソ 病院局 .....	15
タ 教育委員会 .....	16
チ 警察本部 .....	18
ツ 監査委員事務局 .....	19
テ 人事委員会事務局 .....	19
ト 労働委員会事務局 .....	19
ナ 県議会事務局 .....	20

<b>第2</b>	<b>監査意見</b> .....	21
1	<b>ウェブページの更新の徹底について</b> ..... (令和新時代創造本部広報課)	21
2	<b>看護教員の育成・確保について</b> ..... (福祉保健部健康医療局医療政策課)	21
3	<b>鳥取県立ハローワークの理解・促進について</b> ..... (商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク)	22
4	<b>建設業の担い手育成・確保について</b> ..... (県土整備部県土総務課)	22
5	<b>ふるさと教育について</b> ..... (教育委員会事務局小中学校課・高等学校課、生活環境部衛生環境研究所、 農林水産部試験場統括本部・農業大学校)	23
6	<b>登下校時における安全の確保について</b> ..... (教育委員会事務局体育保健課)	24
7	<b>部活動指導員の活用について</b> ..... (教育委員会事務局体育保健課)	24
8	<b>県外生徒の受入れの推進について</b> ..... (教育委員会事務局高等学校課)	25
(参考1)	平成30年度決算に係る定期監査の処置の概要.....	26
(参考2)	監査処置基準等について.....	27

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

#### (2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

##### イ 書面監査

監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

#### (3) 監査対象機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監 査 を 実 施 した機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	149	149	73	76
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	51	51	21	30
警 察 本 部	10	10	4	6
各 種 委 員 会 等	3	3	1	2
議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	(216) 220	(216) 220	(131) 106	(85) 114

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の( )は前年度の数である。

#### (4) 監査実施期間

平成31年3月18日から令和元年9月9日まで

#### (5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	小林 敬典
同	湯口 夏史
同	山根 朋洋
同	広谷 直樹 (令和元年6月30日から)
同	内田 博長 (令和元年6月29日まで)
同	坂野 経三郎 (令和元年6月29日まで)

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員広谷直樹は、県議会事務局（監査実施日：令和元年8月29日）について監査を行っていない。

## 2 監査の実施状況

### (1) 概要

監査を行った結果、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を**指摘事項**とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

#### 監査処置基準（鳥取県監査基準より抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを**注意事項**として、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、または注意を喚起した。

- ア 予算事務  
債務負担行為設定年度経過後に複数年度契約を締結する不適正
- イ 収入事務  
多額の未収金、調定の遅延その他の収入事務手続の不適正
- ウ 支出事務  
支出金額の誤りその他の支出事務手続の不適正
- エ 契約事務  
発注伺の予定価格積算の未記載、契約書の記載の不備、検査員の任命の不適正その他の契約事務手続の不適正
- オ 補助金等事務  
交付金額の確定の遅延、実績報告書の受理の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正
- カ 工事の執行事務  
変更通知の遅延その他の工事の執行に係る事務手続の不適正
- キ 財産管理事務  
物品照合手続の遅延その他の財産管理事務手続の不適正
- ク その他の事務  
出納員の任命の誤りその他の事務手続の不適正

## (2) 実施機関別の状況

### ア 中部地震復興本部事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
中部地震復興本部 事務局	平成31年3月20日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### イ 元気づくり総本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
とっとり元気戦略課	令和元年8月21日	実地監査
広域連携課	令和元年8月22日	書面監査
広報課	令和元年6月25日	実地監査
県民課	令和元年9月9日	書面監査
元気づくり推進局 とっとり暮らし支援課	令和元年8月28日	〃
〃 参画協働課	令和元年9月9日	〃
〃 女性活躍推進課	令和元年7月16日	実地監査
東部振興監東部振興課	令和元年9月9日	書面監査
男女共同参画センター	令和元年7月16日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ウ 危機管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	令和元年8月22日	実地監査
危機対策・情報課	令和元年8月8日	書面監査
原子力安全対策課	令和元年8月8日	〃
消防防災課	令和元年8月22日	実地監査
消防防災航空センター	令和元年8月8日	書面監査
消防学校	令和元年8月8日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## エ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	令和元年8月21日	実地監査
財政課	令和元年9月6日	〃
政策法務課	令和元年7月16日	〃
税務課	令和元年9月6日	〃
営繕課	令和元年9月2日	〃
行政監察・法人指導課	令和元年8月5日	書面監査
情報政策課	令和元年8月5日	〃
東京本部	平成31年4月12日	実地監査
関西本部	平成31年4月15日	〃
名古屋代表部	平成31年4月16日	〃
行財政改革局 人事企画課	令和元年8月21日	〃
〃 職員支援課	令和元年8月21日	〃
〃 資産活用推進課	令和元年8月9日	書面監査

行財政改革局 職員人材開発センター	令和元年8月21日	実地監査
人権局 人権・同和対策課	令和元年8月8日	書面監査
総合事務センター 庶務集中課	令和元年8月2日	〃
〃 物品契約課	令和元年8月5日	〃
公文書館	令和元年8月5日	〃
東部県税事務所	令和元年7月29日	〃
中部県税事務所	令和元年9月6日	実地監査
西部県税事務所	令和元年8月8日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**オ 地域振興部**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
地域振興課	令和元年8月27日	実地監査
交通政策課	令和元年8月8日	〃
教育・学術振興課	令和元年9月2日	書面監査
統計課	令和元年9月2日	〃
文化政策課	令和元年9月3日	実地監査
スポーツ課	令和元年8月27日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**〔指摘事項〕**

- 鳥取発バスロケーションシステム実証業務委託契約について、遑って契約していた。(交通政策課)
- とっとり伝統芸能まつり企画運営実施業務委託契約について、提案書の審査結果の通知及び公表を行っていなかった。(文化政策課)

## カ 観光交流局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
観光戦略課	令和元年8月22日	実地監査
交流推進課	令和元年8月21日	〃
まんが王国官房	令和元年8月16日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- 鳥取県鉄道の旅魅力造成支援補助金について、交付金額に誤りがあった。(観光戦略課)
- 鳥取県外国人観光客倍増促進補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。(観光戦略課)
- 平成30年度鳥取県ブラジル交流促進事業委託契約について、遑って契約していた。(交流推進課)

## キ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
ささえあい福祉局 福祉保健課	令和元年9月2日	実地監査
〃 福祉監査指導課	令和元年8月22日	書面監査
〃 障がい福祉課	令和元年9月2日	実地監査
〃 長寿社会課	令和元年8月21日	〃
子育て王国推進局 子育て応援課	令和元年8月28日	書面監査
〃 青少年・家庭課	令和元年9月2日	実地監査
〃 子ども発達支援課	令和元年8月28日	書面監査

健康医療局 健康政策課	令和元年8月21日	実地監査
〃 医療政策課	令和元年9月2日	〃
〃 医療・保険課	令和元年8月16日	書面監査
福祉相談センター	令和元年5月17日	実地監査
倉吉児童相談所	令和元年8月5日	書面監査
米子児童相談所	令和元年8月5日	〃
喜多原学園	令和元年8月29日	〃
皆成学園	平成31年4月19日	実地監査
総合療育センター	平成31年4月10日	〃
鳥取療育園	令和元年8月19日	書面監査
中部療育園	令和元年8月5日	〃
精神保健福祉センター	令和元年8月8日	〃
鳥取看護専門学校	令和元年8月19日	〃
倉吉総合看護専門学校	令和元年8月19日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 生活保護システム基準改定、システム保守業務、番号連携ユニット保守業務に係る委託契約について、遡って契約していた。（ささえあい福祉局福祉保健課）
- 障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業委託契約外1件について、遡って契約していた。（ささえあい福祉局障がい福祉課）
- 事業所間婚活コーディネーター設置事業業務に係る委託契約について、遡って契約していた。（子育て王国推進局子育て応援課）
- 財産貸付収入（土地：元東部健康増進センター）について、調定が遅延していた。（健康医療局健康政策課）
- 平成28年度鳥取県予防接種事故対策費負担金について、額の確定が遅延していた。（健康医療局健康政策課）

## ク 生活環境部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	令和元年8月29日	実地監査
衛生環境研究所	令和元年7月29日	〃
原子力環境センター	令和元年7月30日	書面監査
循環型社会推進課	令和元年8月29日	実地監査
緑豊かな自然課	令和元年9月3日	書面監査
「山の日」大会推進課	平成31年3月18日	実地監査
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	令和元年6月18日	〃
砂丘事務所	令和元年9月3日	書面監査
くらしの安心局 くらしの安心推進課	令和元年8月8日	実地監査
〃 消費生活センター	令和元年8月22日	書面監査
〃 住まいまちづくり課	令和元年8月27日	実地監査
〃 水環境保全課	令和元年8月28日	書面監査
食肉衛生検査所	令和元年8月22日	〃
東部建築住宅事務所	令和元年8月28日	〃

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 鳥取県環境放射線モニタリングシステム保守点検業務に係る委託契約について、遑って契約していた。（環境立県推進課）
- 森の恵み感謝祭会場からのテレビ中継及びラジオ中継に係る役務費外5件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（「山の日」大会推進課）
- 第3回「山の日」記念全国大会in鳥取歓迎フェスティバル実施計画作

成及び運營業務委託契約外1件について、見積書の提出依頼に係る仕様書に契約限度額を記載していた。（「山の日」大会推進課）

- 天神川流域下水道特別会計に係る消費税及び地方消費税について、申告・納付の遅延により、延滞税及び無申告加算税を支出していた。（くらしの安心局水環境保全課）

## ケ 商工労働部

### （ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法	
商 工 政 策 課	令和元年8月22日	実 地 監 査	
立 地 戦 略 課	令和元年8月29日	〃	
産 業 振 興 課	令和元年8月22日	〃	
企 業 支 援 課	令和元年8月22日	〃	
通 商 物 流 課	令和元年8月30日	書 面 監 査	
雇用人材局 雇 用 政 策 課	令和元年8月30日	〃	
〃 とっとり働き方改革 支援センター	令和元年8月30日	〃	
〃 産 業 人 材 課	令和元年8月30日	〃	
〃 鳥取県立鳥取ハローワーク	令和元年8月19日	〃	
〃 鳥取県立倉吉ハローワーク	平成31年4月19日	実 地 監 査	
〃 鳥取県立米子ハローワーク	令和元年8月19日	書 面 監 査	
〃 鳥取県立境港ハローワーク	令和元年5月20日	実 地 監 査	
産業人材育成 センター	倉吉校	令和元年8月16日	書 面 監 査
	米子校	令和元年8月19日	〃

### （イ） 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 平成30年度固定資産等賃貸契約（とっとりバイオフィロンティア底地）  
 について、遡って契約していた。（産業振興課）

コ 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農林水産総務課	令和元年9月3日	実地監査
農業大 学 校	令和元年9月2日	書面監査
経 営 支 援 課	令和元年9月2日	〃
農地・水保全課	令和元年9月3日	実地監査
農業振興戦略監 とっとり農業戦略課	令和元年9月3日	〃
〃 生 産 振 興 課	令和元年9月2日	書面監査
〃 畜 産 課	令和元年9月2日	〃
森林・林業振興局 林 政 企 画 課	令和元年9月3日	実地監査
〃 県産材・林産振興課	令和元年9月2日	書面監査
〃 森 林 づ くり 推 進 課	令和元年9月2日	〃
水産振興局 水 産 課	令和元年8月22日	実地監査
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	令和元年8月29日	〃
〃 食のみやこ推進課	令和元年9月2日	書面監査
東 部 農 林 事 務 所	令和元年9月2日	〃
東部農林事務所八頭事務所	令和元年8月1日	実地監査
農業試験場、病虫害防除所	令和元年9月2日	書面監査
園 芸 試 験 場	平成31年4月8日	実地監査
鳥 獣 対 策 セ ン タ ー	令和元年9月2日	書面監査
畜 産 試 験 場	平成31年4月8日	実地監査
中 小 家 畜 試 験 場	令和元年9月2日	書面監査
鳥取家畜保健衛生所	令和元年6月18日	実地監査

倉吉家畜保健衛生所	令和元年9月2日	書面監査
西部家畜保健衛生所	令和元年9月2日	〃
林業試験場	令和元年9月2日	〃
境港水産事務所	令和元年9月2日	〃
水産試験場	令和元年9月2日	〃
栽培漁業センター	平成31年4月19日	実地監査
とっとり賀露かっこ館	令和元年9月2日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 洗いらっきょうの根葉切り調整機の開発に関する共同研究に係る契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（農業振興戦略監とっとり農業戦略課）
- 鳥取県航空レーザ測量業務（その1）に係る委託契約外1件について、決裁権限のない者が予定価格を決定していた。（森林・林業振興局林政企画課）
- 鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造基本設計業務委託契約について、予定価格を決定していなかった。（水産振興局水産課）
- 平成30年度食の安全・安心プロジェクト推進事業委託契約について、発注荷を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。（市場開拓局販路拡大・輸出促進課）
- 「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金について、変更交付申請書の受理が遅延しているものがあった。（市場開拓局販路拡大・輸出促進課）
- 鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金について、額の確定が遅延しているものがあった。（東部農林事務所八頭事務所）
- 栽培漁業センター施設維持管理業務に係る委託契約について、発注荷を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。（栽培漁業センター）

## サ 県土整備部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	令和元年8月27日	実地監査
技術企画課	令和元年8月8日	〃
道路企画課	令和元年8月27日	〃
道路建設課	令和元年8月8日	書面監査
河川課	令和元年9月5日	〃
治山砂防課	令和元年9月5日	〃
空港港湾課	令和元年8月27日	実施監査
鳥取県土整備事務所	令和元年8月1日	〃
八頭県土整備事務所	令和元年9月5日	書面監査
鳥取空港管理事務所	令和元年8月8日	〃
鳥取港湾事務所	令和元年9月5日	〃

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。  
（河川課）
- 物品の亡失について、知事へ報告していなかった。（鳥取空港管理事務所）
- 鳥取市との除雪相互委託契約について、翌会計年度（平成30年度）に精算していた。（鳥取県土整備事務所）
- 協働型ボランティア促進事業交付金について、協定締結が遅延しているものがあった。（鳥取県土整備事務所）

## シ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
中部総合事務所		
地域振興局	令和元年7月18日	実地監査
福祉保健局	令和元年7月18日	〃
生活環境局	令和元年9月2日	書面監査
農 林 局	令和元年9月2日	〃
県土整備局	令和元年7月29日	実地監査
西部総合事務所		
地域振興局	令和元年7月23日	実地監査
福祉保健局	令和元年7月23日	〃
生活環境局	令和元年8月7日	〃
農 林 局	令和元年8月7日	〃
米子県土整備局	令和元年8月7日	〃
日野振興センター 日野振興局	令和元年9月2日	書面監査
日野振興センター 日野県土整備局	令和元年8月6日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- 水木しげるロード・リニューアルオープン式典負担金外1件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（西部総合事務所米子県土整備局）

## ス 会計管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計指導課	令和元年8月22日	実地監査
統括審査課	令和元年8月16日	書面監査
工事検査課	令和元年8月16日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## セ 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	令和元年7月9日	実地監査
東部事務所	令和元年7月9日	〃
西部事務所	令和元年7月9日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ソ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	令和元年7月8日	実地監査
中央病院	令和元年7月8日	〃
厚生病院	令和元年7月8日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県立中央病院の旧病院閉院に伴う廃棄物処理業務に係る委託契約について、参加資格要件のない者を参加者として認めていた。(中央病院)
- 鳥取県立中央病院の旧病院閉院に伴う廃棄物処理業務に係る委託契約について、予定価格を決定していなかった。(中央病院)
- 鳥取県立中央病院の旧病院閉院に伴う医療機器の売払に係る契約について、予定価格を決定していなかった。(中央病院)

タ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	令和元年8月21日	実地監査
教育環境課	令和元年8月27日	書面監査
教育人材開発課	令和元年8月21日	実地監査
教育センター	令和元年8月22日	書面監査
小中学校課	令和元年8月21日	実地監査
特別支援教育課	令和元年9月2日	書面監査
高等学校課	令和元年6月25日	実地監査
いじめ・不登校総合対策センター	令和元年8月22日	書面監査
社会教育課	令和元年8月5日	〃
図書館	令和元年7月2日	実地監査
人権教育課	令和元年7月2日	〃
文化財課	令和元年7月16日	〃
博物館	令和元年8月27日	書面監査
体育保健課	令和元年7月2日	実地監査
東部教育局	令和元年8月22日	書面監査
中部教育局	平成31年3月20日	実地監査

西部教育局	令和元年8月22日	書面監査
埋蔵文化財センター	令和元年5月17日	実地監査
むきぼんだ史跡公園	平成31年4月10日	〃
鳥取東高等学校	令和元年8月22日	書面監査
鳥取西高等学校	令和元年8月22日	〃
鳥取商業高等学校	令和元年5月22日	実地監査
鳥取工業高等学校	令和元年8月22日	書面監査
鳥取湖陵高等学校	令和元年8月12日	〃
鳥取緑風高等学校	令和元年8月5日	〃
青谷高等学校	令和元年8月5日	〃
岩美高等学校	令和元年7月10日	〃
八頭高等学校	令和元年8月5日	〃
智頭農林高等学校	令和元年5月22日	実地監査
倉吉東高等学校	令和元年8月5日	書面監査
倉吉西高等学校	令和元年7月25日	〃
倉吉農業高等学校	令和元年8月8日	〃
倉吉総合産業高等学校	令和元年6月6日	実地監査
鳥取中央育英高等学校	令和元年8月5日	書面監査
米子東高等学校	令和元年7月25日	〃
米子西高等学校	令和元年8月5日	〃
米子高等学校	令和元年5月24日	実地監査
米子南高等学校	平成31年4月10日	〃
米子工業高等学校	令和元年8月5日	書面監査
米子白鳳高等学校	令和元年7月25日	〃
境高等学校	令和元年7月29日	〃
境港総合技術高等学校	令和元年5月20日	実地監査
日野高等学校	令和元年5月23日	〃
鳥取盲学校	令和元年8月5日	書面監査
鳥取聾 <sup>ろ</sup> 学校	令和元年8月5日	〃
鳥取養護学校	令和元年8月2日	〃
白兔養護学校	平成31年3月20日	実地監査
倉吉養護学校	令和元年8月5日	書面監査
皆生養護学校	令和元年7月10日	〃
米子養護学校	令和元年6月6日	実地監査

琴の浦高等特別支援学校	平成31年3月18日	〃
-------------	------------	---

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県発達障がいの可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業委託契約について、遡って契約していた。(特別支援教育課)
- 鳥取県埋蔵文化財センター積善分館仮設整理作業棟解体委託業務契約について、遡って契約していた。(埋蔵文化財センター)
- 寄附を受けた物品について、財務会計システムにより寄附物品受納伺書を作成していなかった。(智頭農林高等学校)

チ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	令和元年9月2日	実地監査
鳥取警察署	令和元年8月16日	書面監査
郡家警察署	令和元年5月22日	実地監査
智頭警察署	令和元年8月16日	書面監査
浜村警察署	令和元年8月16日	〃
倉吉警察署	令和元年8月16日	〃
琴浦大山警察署	令和元年8月16日	〃
米子警察署	平成31年3月18日	実地監査
境港警察署	令和元年5月20日	〃
黒坂警察署	令和元年8月16日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 責任者講習実施委託契約外 1 件について、予定価格を決定していなかった。（警察本部）

**ツ 監査委員事務局**

- (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
監 査 委 員 事 務 局	令和元年 9 月 2 日	書 面 監 査

- (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

**テ 人事委員会事務局**

- (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
人 事 委 員 会 事 務 局	令和元年 6 月 26 日	実 地 監 査

- (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**ト 労働委員会事務局**

- (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
労 働 委 員 会 事 務 局	令和元年 9 月 2 日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

**ナ 県議会事務局**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 議 会 事 務 局	令和元年8月29日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## 第2 監査意見

### 1 ウェブページの更新の徹底について

(令和新時代創造本部広報課)

県民とともに歩む県政の推進のためには、県民への適時・適切な情報発信が必要不可欠である。

現在の情報発信においては、従来の紙媒体を主体とした情報発信から、ウェブページ等の電子媒体での情報発信へと主体が移行しており、今後ともその重要性は増していくものと考えられる。

県のウェブページは情報を早く広く正確に伝えることが求められることから、古い情報や未更新の情報等が掲載されていると、県への信頼を失うことも懸念される。

とりネット（鳥取県の公式ウェブサイト）を所管する広報課においては、ウェブページの更新に関して、関係課への注意喚起や指導、毎年度の研修等の取組を行っているところであるが、依然として古い情報が掲載されている事例が見受けられる。

については、ウェブページの更新の徹底を図られたい。

### 2 看護教員の育成・確保について

(福祉保健部健康医療局医療政策課)

県立看護専門学校の教員は、一定の研修を受講した者又は指定された科目を大学で修了した者が配属されているが、定年退職や異動によりその後任の確保が難しい現状となっている。

最近では、教員資格を有する者を公募しても、応募者がいない状況であり、令和元年度においては、鳥取看護専門学校では定年退職者を非常勤職員として雇用し、倉吉総合看護専門学校では、鳥取大学医学部附属病院との話し合いで「併任」という形で配置がなされるなど、看護教員の確保に不安を感じる状況にある。

優秀な看護職員を養成するためには、安定した教育・指導体制を確保する必要がある。

については、県立看護専門学校に勤務する看護教員の定年退職や異動等を念頭に置いた有資格者の計画的な育成など、病院局・総務部と連携を取り看護教員の確保策を検討されたい。

### 3 鳥取県立ハローワークの理解・促進について

(商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク)

鳥取県のおかれている社会環境は、高齢化、人口減少、若者流出など厳しい状況にあり、県内産業の担い手となる「若者」、「女性」、「中高年」の活躍支援、誘致企業・県内企業の人材確保支援、I J Uターンによる人材誘致、ひきこもり等就職困難者への対応など、多様な課題に積極的に取り組む必要がある。

このような認識のもと、県立ハローワークは、平成28年に地方分権一括法が施行され、地方が国と同等に無料職業紹介事業を行える新たな雇用対策の仕組みが構築されたことを受け、本県が全国で初めて東京、関西を含め全県展開を行っている。

職業紹介は国でも県でも行っているが、県立ハローワークは県の各種施策と連携した求人・求職支援を実施していることが大きな特徴であり、総合力をもって各種課題に取り組むハローワークとして利用者から一定の評価を得ているところである。

一方で多くの県民には、同一の名称を標榜する県立ハローワークについて国のハローワークとの違いや設置目的等について十分に周知されているとは言いがたく、県民にとって二重行政と映ることも懸念される。

については、県立ハローワークは、商工労働部内に限らず、県の各種施策と連携した取組を実施していること、さらに設置目的・特徴などをより広く県民に分かりやすく周知し、理解・促進を図るとともに、より積極的に活用されるよう取り組まれない。

### 4 建設業の担い手育成・確保について

(県土整備部県土総務課)

昨今国内外での自然災害が頻発しており、地球温暖化の影響からもこのような傾向が中長期的に続くことが懸念される状況にある。そういった環境において、先月の台風19号などの被害の例を引くまでもなく、自然災害が生じた際の緊急的な河川復旧や道路交通の確保など、建設業界が担う役割の重要性が今後ますます増して行くことが想定される。本県においても昨年度の災害復旧工事において、資材不足のほか、建設業者の人手不足のため、それらの入札が不調となった事案も生じたところである。

また、今後老朽化していく各種施設の維持管理や耐震化対策等、県民の安全に直結する業務が増加していくという観点からも、地域を守るうえで大きな役割を果たす建設業界の担い手の育成・確保は喫緊の課題であると考えられる。

特に若年層の建設業担い手の減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、建設業を担う人材が得られない事由を分析し、将来の建設業担い手育成・確保のために現在行っている事業が、有効なものとなっているか、さらに効果的な方法はないのかといったことについて、他県等の取組状況も踏まえての検討が必要と考えられる。

については、災害対応や老朽化した施設の整備といった安全面に直結する分野で建設業界が担っている役割について一般県民への周知を図り、より一層の関心を持ってもらうための取組を進めるとともに、教育機関との一層の連携などを通じて、建設業界の担い手育成・確保策を強化されたい。

## 5 ふるさと教育について

(教育委員会事務局小中学校課・高等学校課、生活環境部衛生環境研究所、農林水産部試験場統括本部・農業大学校)

人口減少社会にあって、若者の県内定着の減少への対応が求められており、地域と連携した「ふるさと鳥取」を支える「人材」の育成が急務となっている。

このため、ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、郷土を支える人材育成のため、幼児期から高等学校までの各段階に応じた「ふるさと教育」や、地域ニーズに対応できる人材の育成を目指した「キャリア教育」が推進されている。

これらは地域や地元企業等を中心に連携して事業が行われており、県内の試験場等（農業大学校、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、栽培漁業センター、衛生環境研究所等）については施設見学会等が行われているものの、小中学校において実施されるものの多くは近隣地域の学校にとどまっているのが実情である。

これは、教員においても、これらの施設の魅力が十分に認識されていないことも一因と考えられ、まずは、教員がこれらの施設をあらかじめ訪問するなど理解促進に向けた取組を強化することも重要である。

なお、農林水産分野においては、「とっどりの農林水産業」という副読本を作成され、その魅力を伝えているが、実際に本物に触れることにより、新たな魅力発見に繋がることが期待される。

については、県内の児童生徒がふるさと鳥取のより多くの魅力を発見できるよう、ふるさと教育の場として県内の試験場等とのより一層の連携・活用を図られたい。

なお、移動時間などの制約により実際に試験場等で体験することが困難な場合、動画やスライドによる教材を活用した授業の展開なども検討されたい。

## 6 登下校時における安全の確保について

(教育委員会事務局体育保健課)

学校内における児童生徒の安全確保については、平成13年度に発生した大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、様々な対策が取られている。

しかし、学校外においては、昨年度は新潟市で、今年度は川崎市で、登下校時の児童が不審者により尊い命を奪われるといった大変痛ましい事件が発生したところである。

そのため、文部科学省は、登下校時の児童生徒の安全を確保するための取組として、「登下校防犯プラン」を取りまとめ、全国の教育委員会等に示し、取組を求めたところである。

これにより、本県においても同プランに基づく市町村への取組の推進を図っているところであるが、市町村によって取組に濃淡がある。

については、このような事件は、いつでもどこでも発生する可能性を否定できないことから、その防止のために、「登下校防犯プラン」に基づく各市町村の取組を改めて点検するとともに、適切な対応がなされるよう指導強化を図られたい。

## 7 部活動指導員の活用について

(教育委員会事務局体育保健課)

県教育委員会では平成25年度に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置し、各市町村教育委員会とも協働しながら、平成28年2月に作成した「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」や県立学校カイゼン推進校の指定による取組などにより、学校の業務をさまざまな角度から見直すなど、多忙解消・負担軽減の取組を続けている。平成29年度には全校種の代表者及び外部有識者も委員に加え、新たに「学校業務カイゼン活動推進検討会」を立ち上げ、同年度末に市町村教育委員会とも連携して「学校業務カイゼンプラン」を策定するなどさらなる取組を進めている。

「学校業務カイゼンプラン」では、令和2年度において、各校月1人当たり時間外業務（勤務）時間数を対平成29年度比で25%削減することとし、年次的削減目標を設定すること、月80時間を超える時間外業務を行う教職員の解消を目標とすることとして市町村教育委員会及び県立学校に平成30年3月に通知されている。

また、部活動が教職員の時間外業務の主な要因となっていることから、高等学校

に部活動指導員（非常勤職員）を配置し、教員の勤務負担軽減及び部活動の充実を図っているが、高等学校における平成30年度の部活動指導員の配置は、11校12名にとどまっている。

については、教職員の負担軽減を図るためにも部活動指導員について、その配置目的に沿うよう現状の課題・問題点を把握した上で有効に活用できるよう検討されたい。

## 8 県外生徒の受入れの推進について

（教育委員会事務局高等学校課）

県外からの生徒の受入れについては、一般入試での受入れは以前から実施していたが、平成28年度入試から推薦入学における生徒募集を実施しており、平成29年度入学者選抜においては7校で17名、平成30年度は8校36名、平成31年度は9校42名の募集を行っている。

そのため、県外から入学する生徒に対する環境整備については、地元家庭等への下宿、私立高校の学生寮の活用、地元自治体や不動産業者と連携し空き家物件等の調査を行い、受入体制が検討されている。

しかしながら、入学した生徒数をみると平成29年度は4校10名、平成30年度は3校13名、平成31年度は5校14名にとどまっている。

今後も減少が予想される県内の中学校卒業生数の状況や入学者が募集定員に満たない高等学校があるという状況から、県外からの生徒の受入れを含めた高校の適正規模の維持及び活性化を図っていくことが必要である。

については、県外生徒を募集している県立高校では、その確保に向け学校が持つ特性を活かした魅力づくりや情報発信を強化されたい。

(参考 1)

## 平成30年度決算に係る定期監査の処置の概要

### 1 処置の件数

(単位：件、(機関))

区分	指 摘	注 意	合 計
本 庁	20 ( 19)	207 ( 59)	227 ( 62)
地方機関	14 ( 8)	201 ( 52)	215 ( 52)
合 計	34 ( 27)	408 (111)	442 (114)

(注) 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

(参考)

(単位：件、(機関))

区分	指 摘	注 意	合 計
29年度決算	72 ( 52)	529 (125)	601 (134)
28年度決算	41 ( 29)	755 (182)	796 (183)
27年度決算	16 ( 14)	653 (142)	669 (144)

### 2 処置の事項別内訳

#### (1) 指 摘

区分	件数	主 な 内 容
予算事務	1	現年度予算で執行すべきところを翌年度予算で執行 [1]
収入事務	2	調定の遅延 [1]、未収金が多額 [1]
支出事務	14	支出負担行為が適期に行われていない [12]
契約事務	10	発注伺の未作成 [2]、予定価格の未決定 [5]
補助金等事務	5	実績報告書の受理の遅延 [2]、額の確定の遅延 [2]
財産管理事務	2	寄付物品受納手続の未実施 [1]、物品亡失手続の未実施 [1]
合 計	34	

※ 主な内容の [ ] 内は、件数

#### (2) 注 意

区分	件数	主 な 内 容
予算事務	3	債務負担行為設定年度経過後に複数年度契約を締結 [3]
収入事務	81	多額の未収金 [34]、調定の遅延 [10]
支出事務	14	支出金額の誤り [3]
契約事務	136	発注伺の予定価格積算の未記載 [10]、契約書の記載不備等 [11]、検査員の任命不適正等 [10]、契約書に定める書類の未受理・遅延 [10]、見積書の記載不備等 [9]、実績報告書等の未受理・遅延等 [9]、発注伺の審査者の未審査 [9]
補助金等事務	80	額の確定の遅延 [6]、実績報告書の受理の遅延等 [19]、変更申請書の未受理・遅延等 [6]、交付(変更)申請書の受理の遅延 [7]、交付決定の遅延 [6]、交付決定前の着手 [6]
工事の執行事務	2	変更通知の遅延 [1]、変更契約の遅延 [1]
財産管理事務	90	物品照合手続の遅延 [24]、不用品処分手続の不適正 [9]
その他の事務	2	出納員の任命誤り [1]、勘定科目の誤り [1]
合 計	408	

※ 主な内容の [ ] 内は、件数

(参 考 2)

## 監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

### 1 鳥取県監査基準（抜粋）

別表第4（第10条関係）

#### 監 査 処 置 基 準

処置区分	処 置 の 事 案	処 置 の 内 容
指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考：上記の処置区分による処置が適当でないとき認められるときは、その他の処置をすることができる。

### 2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
1 予 算	○予算執行の不 適正	○予算を目的外に使用しているもの ・重大なもの又は著しいもの ○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○予算配当（令達）がないまま又は配当（令達）を超えて執行しているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他予算事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
2 収 入	○調定の不適正	○調定漏れ又は調定金額が誤っているもの ・合計額5万円以上 ○調定の遅延しているもの ・合計額50万円以上で3か月以上 ・合計額100万円以上で6か月以上
	○未収金の整理 の不 適正	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・未収金額が100万円以上のもの ただし、過年度未収金額が、前年度の未収金額（過年度分と現年度分の合計額）より減少しており、かつ次の項目いずれにも該当するものは、「注意」とする。 (1) 督促状、催告状を適正に発行している。 (2) 各債務者の状況を概ね把握している。 (3) 各債務者について、その状況を基に分類を行っている。 (4) 分類区分に則し概ね適正な対応を行っている。
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
3 支 出	○支出負担行為 の不 適正	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・全部 ○支出負担行為の内容の誤っているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○支出命令の不 適正	○支払いの遅延（延滞金等を伴うもの）しているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他支出事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
4 契 約	○ 予定価格の不 適正	○ 予定価格が決定されていないもの ・ 競争入札に付したものの又は1件100万円以上のもの ○ 積算が適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ 入札手続きの不 適正	○ 業者の選定及び入札手続きの適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ 契約書の不適 正	○ 契約書の作成手続き又は内容が適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの (契約締結事務の遡及は3-1-1による(指摘))
	○ 契約変更の不 適正	○ 契約変更の理由、金額及び手続の適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ 履行確認の不 適正	○ 完了確認をしていないもの又は不十分なもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ その他	○ その他契約事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの(契約書等に規定された完了報告書等の受理については6か月以上の遅延)
5 補助金等	○ 補助金等の交 付事務の不 適正	○ 交付申請(変更を含む。)が遅延しているもの ・ 交付要綱・通知等で提出期限があるもの(6か月以上の遅延) ○ 実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不相当なもの ・ 重大なもの又は著しいもの(遅延については6か月以上のもの) ○ 補助事業の検査又は審査をしていないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ その他	○ その他補助金事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
6 工事の執 行	○ 工事の変更契 約の不適正	○ 工事の変更(これに関連する契約変更を含む。)が適正に行われていないもの又は不十分なもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ その他	○ その他工事の執行に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
7 財 産	○ 県有財産及び 物品の取得又 は処分の不適 正	○ 取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・ 著しいもの
	○ 県有財産及び 物品の管理の 不適正	○ 管理が適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの ○ 管理の事務手続きが適正でないもの ・ 著しいもの
	○ その他	○ その他財産事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
8 その他	○ その他	○ 1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの

注1 前年度の処置の区分、前年度の処置に対する改善状況等を考慮し、上記基準と異なることもある。

2 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則、要綱、通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。